

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準案作成に向けての論点

1. これまでの経緯・状況

- 平成 24 年 6 月～7 月に使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準案（以下、中古品判断基準案）について、パブリックコメントを募集した。
 - ✓ その結果、通電検査に対して反対する意見が多く、関係事業者からヒアリングを行うこと、最新状況の更なる調査・検証を行った上で判断することとした。

- 平成 24 年 11 月の使用済み電気・電子機器の輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析等検討会で(株)浜屋及び(株)K&K からヒアリングを行った。

2. 現地調査の状況

- 平成 24 年 11 月～12 月にフィリピン等において、現地の状況の調査を行った。
 - ✓ その結果、登録されている住所に輸入者が存在しない事例や日本へ修理可否の連絡をしていないという証言などがあり、現行のブラウン管 TV のトレーサビリティシステムは十分に機能していないことが確認された。

- 平成 25 年 1 月にベルギー、オランダにおいて、使用済み電気・電子機器の輸出の状況を確認した。
 - ✓ その結果、輸出前に通電検査を始め当該機器が十分に本来の機能を有していること、梱包状態、契約状況の確認等を行っていることが確認された。
 - ✓ ベルギーでは、ブラウン管テレビ、モニターの輸出を輸入国での潜在的な環境汚染の未然防止のために禁止していることが確認された。

※欧州の電気・電子機器廃棄物（WEEE）指令が 2012 年 7 月に改訂され、リユース目的の使用済み電気・電子機器の輸出前の機能性評価の実施等が盛り込まれ、2014 年 2 月までに各国で法制化される見通し。

※バーゼル条約の下では E-waste に関するガイドライン案を策定中であり、その中では機能検査が盛り込まれている。

3. 中古品判断基準案作成に向けての論点

【論点 1】 通電検査に代わる代替手段がありうるのか。その具体的な要件は何か。

- ✓ 輸入国において使用済み電気・電子機器が中古品として使用されることを担保するための客観的な判断方法があるか。
- ✓ 現行のブラウン管 TV のトレーサビリティシステムは十分に機能しているとは考えられないことから、例えば以下のような確認機能が想定される。
 - 例) 当事者以外の第三者が運用するトレーサビリティの使用
第三者による輸入国における中古品取扱い状況の定期監査
- ✓ バーゼル条約の遵守を確保でき、かつ、国際的な理解（特に輸入国からの理解）が得られるか。
 - 例) 中古品を輸出するに当たり、事前に輸入国の了解又は共通認識を得る。

【論点 2】 中古品判断基準案の適用について

- ✓ 通電検査（又はその代替手段）以外の破損や傷、汚れがないことなどの基準については速やかな適用が必要ではないか。
- ✓ 通電検査（又はその代替手段）については対応の準備に時間がかかることから一定の猶予期間をおく必要があるのではないか。
- ✓ 現行のブラウン管 TV のトレーサビリティシステムについては、当面は現状の問題点を解決した上での運用を認めるものの、中古品判断基準ができた後はそれを適用するのが適当ではないか。

以 上